

会津若松市まちなか観光推進事業実施要綱

(平成9年5月8日決裁)

(平成14年12月5日一部改正)

(平成17年4月1日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、市街地への観光客の誘致促進を図るため、まちなみの整備とまちの活性化のため組織された団体等（以下「団体」という。）が地域住民や市と一体となりまちなか観光を積極的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「団体」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) まちなみの整備及びまちの活性化のために、地域住民及び地域内の事業者によって組織される団体
- (2) まちなみの整備及びまちの活性化を目的とする団体で、地域住民と一体となって事業を推進する団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、まちなか観光を推進している団体のうち市長が認める団体
(まちなか観光推進団体の認定)

第3条 市長は、前条に掲げる団体の行う事業が、まちなか観光の推進に寄与すると認めるときは、当該団体をまちなか観光推進団体（以下「推進団体」という。）として認定することができる。

2 市長は、推進団体を認定しようとするときは、次に掲げる書類によりあらかじめ当該団体と協議を行うものとする。

- (1) まちなか観光推進団体認定要望書（第1号様式）
- (2) 団体の規約
- (3) 団体の役員及び構成員全員の名簿
- (4) 団体の事業計画
- (5) 団体の収支予算書及び決算書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(まちなか観光整備地区の指定)

第4条 市長は、前条の規定により認定された推進団体が、まちなか観光を推進するための事業を計画的に実践し、若しくは実現しようとしている地区をまちなか観光整備地区（以下「整備地区」という。）として指定するものとする。ただし、第2条第3号に掲げる団体についてはこの限りでない。

(認定及び指定の通知)

第5条 市長は、この要綱の規定により推進団体を認定し、整備地区を指定したときは、まちなか観光推進団体認定及びまちなか観光整備地区指定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(市の支援)

第6条 市長は、推進団体が行う事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

2 補助対象事業、補助対象経費及び補助金額は別表第1のとおりとする。

3 前項の補助金に係る事業について、国、県又は推進団体以外の者からの補助金等又はこれに類する収入がある場合は、その額をこの要綱の規定による補助金の補助対象経費から差し引くものとする。

4 第2項の補助金に係る事業が、市の他の補助金交付制度において補助の対象とされている場合は、この要綱の規定による補助金の交付の対象としない。

5 第2項の補助金額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額を補助金額とする。

(事前協議)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、事業着手の1ヵ月前までに市長に協議しなければならない。

(補助金交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、事業完了後すみやかにまちなか観光推進事業補助金交付申請書(第3号様式)に市長が必要と認める書類を添えて申請しなければならない。

(補助交付請求)

第9条 前条の規定により申請した者は、市長の指定する日までにまちなか観光推進事業補助金交付請求書(第4号様式)により、補助金の交付を請求しなければならない。

(関係帳簿等の整備)

第10条 補助金の交付を受けた者は、当該事業に係る収支状況を記載した会計帳簿その他の関係書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から起算して3年間保存しておかなければならない。

(公共的便益施設の整備)

第11条 市長は、観光客の利便を図るため、整備地区内において公共的便益施設の整備に努めるものとする。

(便宜の供与)

第12条 市長は、推進団体に対し、次に掲げる便宜を供与することができる。

(1) まちなか観光推進のために必要な情報及び資料を提供すること。

(2) その他市長がまちなか観光のため必要と認めること。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、会津若松市補助金等の交付等に関する規則(平成4年規則第1号)の定めるところによる。

別表第1（第6条関係）

補助金の種類	補助対象者	事業区分	補助対象事業	補助対象経費	補助金額	補助限度額
まちなか観光推進事業補助金	第3条の規定により認定されたまちなか観光推進団体	まちなみ整備事業	・のれん、看板設置事業（団体等が行う事業で当該団体が設置し、まちなか観光にふさわしい内容のもの）	・デザイン料及び制作費（設置に伴う工事費は除く。） 補助対象はのれんについては、1基10万円以内、看板については、1基20万円以内とする。	補助対象経費の1/3以内	年間50万円
			・トイレ案内看板設置事業（主に観光客にトイレを開放するため団体が設置するもの）	・看板制作費及び設置に係る工事費 補助対象は、1基20万円以内とする。	補助対象経費の1/3以内	
			・おもてなしトイレ設置事業（福島県「人にやさしいまちづくり条例」に定める整備基準に適合する構造で、一般に開放する目的で設置するもの）	・多目的トイレ設置（新築・増改築）に係る工事費（用地取得に係る経費は除く。）及び設計費（補助対象は工事費の10%以内とする。）	補助対象経費の1/3以内	
		まちなか活性化事業	・パンフレット、マップ等作成事業（主に観光客を対象とした内容のもの）	・印刷費、企画料、版下作成料（版下作成料の補助対象は年1回とする。）	補助対象経費の1/3以内	年間50万円
			・イベント事業（観光客が参加できる内容のもの）	・会場設営費（会場借上げ料含む。）、宣伝広告費、謝礼金（旅費を含む。）（補助対象は年1回、100万円以内とする。）	補助対象経費の1/3以内	
					・夜型観光推進事業	・備品調達費、設計費、その他まちなか活性化事業の補助対象経費に該当するもののうち、夜型観光推進に寄与するもの。

備 考

- 1 のれん・看板設置事業については、統一的なデザインにこだわらず団体としてまちなみを演出するための同じコンセプトのものに作成されるものであれば、個店ごとのデザインは問わない。
- 2 トイレ案内板設置事業に係る案内看板の設置箇所については団体が選定するものとし、清掃等の通常の維持管理についても当該団体が行うものとする。
- 3 おもてなしトイレ設置事業の補助対象経費に掲げる工事費は、車いす利用者のために店舗等の入口及びトイレまでの通路の改築等に係る工事費を含むものとする。
- 4 まちなみ整備事業については、道路法（昭和27年法律第180号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反する場合には、補助の対象としない。
- 5 第4条ただし書の規定により、まちなか観光整備地区を指定しないまちなか観光推進団体については、まちなか活性化事業に限り補助の対象とする。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に改正前の会津若松市まちなか観光推進事業実施要綱の規定によりなされた補助金交付申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。